



# 島根県報

令和2年7月31日（金）

号外第99号

<https://www.pref.shimane.lg.jp/>

---

## 目 次

---

**【病院局規程】**

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程の一部改正 2

**【病院局告示】**

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額の一部改正 2

## 島根県病院局管理規程

### 島根県病院局管理規程第9号

病院局の特別勤務職員の勤務時間に関する規程（平成19年島根県病院局管理規程第11号）の一部を次のように改正する。

令和2年7月31日

島根県病院事業管理者 山口 修平

第2条第1項の表休憩時間の項中「7時間45分の場合は60分、15時間30分」を「7時間30分、7時間45分及び8時間の場合は60分、11時間30分及び11時間45分の場合は75分、15時間30分」に改める。

#### 附 則

この規程は、令和2年8月1日から施行する。

## 島根県病院局告示

### 島根県病院局告示第5号

島根県立病院使用料及び手数料条例第2条第3項の規定による使用料及び手数料の額（平成19年島根県病院局告示第1号）の一部を次のように改正し、令和2年8月1日から施行する。

令和2年7月31日

島根県病院事業管理者 山口 修平

特別室使用料の項中「19,800円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、18,000円）」を、「13,200円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、12,000円）」を、「6,600円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、6,000円）」を、「5,500円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,000円）」を、「4,840円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、4,400円）」を加える。

病衣使用料の項中「77円」の次に「（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、70円）」を加える。

先進医療料の項を削る。

非紹介患者初診時加算料の項及び再診時選定療養費の項を次のように改める。

非紹介患者初診時加算料

口腔外科以外 中央病院1回につき 5,500円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、5,000円）

ただし、救急患者及び国の公費負担医療制度の受給対象者並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者その他中央病院が特に必要と認めた患者を除く。

口腔外科 中央病院1回につき 3,300円

ただし、救急患者及び国の公費負担医療制度の受給対象者並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者その他中央病院が特に必要と認めた患者を除く。

再診時選定療養費

口腔外科以外 中央病院1回につき 2,750円（消費税法第6条第1項の規定により消費税を課されないこととなる場合は、2,500円）

ただし、救急患者及び国の公費負担医療制度の受給対象者並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者

その他中央病院が特に必要と認めた患者を除く。

口腔外科 中央病院 1回につき 1,650円

ただし、救急患者及び国の公費負担医療制度の受給対象者並びに労働災害、公務災害、交通事故、自費診療の患者  
その他中央病院が特に必要と認めた患者を除く。